

令和6年11月21日
都市ブランド創造局スポーツ振興課

指定管理者候補の選定結果について

下記のとおり、指定管理者の「候補」が選定されました。指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があり、令和6年12月議会の議決を経た後に正式に指定することとなります。

1 指定概要

(1) 施設概要

名称：西部地域スポーツ施設

所在地・施設内容：別紙「施設概要」のとおり

(2) 指定期間

令和7年4月1日～令和12年3月31日

(3) 指定管理者候補の概要

名称：公益財団法人北九州市スポーツ協会

所在地：北九州市八幡東区八王寺町4番1号

主な業務内容：生涯スポーツ社会の実現に向けた市民の多様なスポーツ活動の支援、競技スポーツの振興を図るための指導者養成講習会、選手強化講習会等の開催、県民体育大会への選手派遣、等

2 指定の経緯

令和6年8月27日 募集要項配布

令和6年9月30日 募集締め切り

令和6年10月7日 指定管理者検討会の開催

令和6年11月 指定管理者候補を決定

(1) 応募資格

ア 法人、その他の団体であること。(個人による応募は不可)

イ 本社、本店又は主たる営業所、事務所等を、事故など緊急な対処を要する事態が発生した場合に迅速に対応できる場所に有するもの。

ウ 申請意向届出書を提出していること。(共同事業体で応募する際は、代表団体が申請意向届出書を提出していること。)

※複数の団体により構成するグループによる応募について

グループでの応募も可能です。その場合は、応募時に共同事業体を結成し、

代表団体を定めていただき、上記の要件を、その代表団体に求めます。なお、共同事業体の代表団体は、構成員中最も業務履行能力の大きい者とし、出資比率は構成員中最大でなければならないこととします。

- エ 共同事業体を構成する場合は、競争性を確保した上で、本市経済の振興と地元団体の育成を図る観点から、可能な限り地元団体を構成員とするよう努め、最低1団体は地元団体とすること。
- オ スポーツ施設の管理運営及びスポーツ振興に関するノウハウや能力を有すること。

(2) 応募状況

説明会参加：1 団体

応募件数：1 団体（公益財団法人北九州市スポーツ協会）

3 選定方法

指定管理者の選定に当たっては、学識経験者や専門家等による指定管理者検討会を開催し、応募者から提出された事業計画書等について検討した。市は、検討会の検討結果を参考に指定管理者候補を決定した。

4 検討会構成員 4名（五十音順）

- ・[市民代表] 植田 詩生（株式会社福岡リビング リビング北九州編集長）
- ・[経営に知見を有する者] 河邊 政恵（株式会社リバー不動産 代表取締役社長）
- ・[財務に知見を有する者] 則松 佳孝（則松佳孝税理士事務所 代表）
- ・[学識経験者] 南 博（北九州市立大学 地域戦略研究所教授）

5 選定基準

選定基準（＝審査項目）及びポイント	
1	指定管理者としての適性
	(1) 施設の管理運営（指定管理業務）に対する理念、基本方針
	① 応募団体が、市の当該分野における基本的な政策や計画、あるいは施設の設置目的や性格等を十分に理解した上で、それらに適合した管理運営（指定管理業務）に対する理念や基本方針を持っているか。
	(2) 安定的な人的基盤や財政基盤
	① 長期間安定的な管理運営（指定管理業務）を行っていくだけの人的基盤や財政基盤等を有しており、又は確保できる見込みがあるか。
	(3) 実績や経験など
	① 応募団体が同様、類似の業務の実績を有しており、成果を上げているか。
	② 応募団体が施設の管理運営（指定管理業務）に関する専門的知識や資格、経験を十分に有しており、熱意や意欲を持っているか。
	③ 複数の団体が共同して一つの応募団体となっている場合、それぞれの責任分担等が明確にな

	っているか。
2	管理運営計画の適確性
	【有効性】
	(1) 施設の設置目的の達成に向けた取組み
	① 施設の管理運営（指定管理業務）に係る事業計画の内容が、施設の効用を最大限に発揮し、施設の設置目的に沿った成果が得られるものであるか。
	② 利用促進を目的としている施設の場合、施設の利用者の増加や利便性を高めるための実施可能な提案があるか。
	③ 複数の施設を一括して管理する場合、施設間の有機的な連携が図られる提案があるか。
	④ 施設の設置目的に応じた営業・広報活動に関する効果的な提案があるか。
	(2) 利用者の満足度
	① 利用者の満足が得られるよう十分に考えられているか。
	② 利用者の意見を把握し、それらを反映させる仕組みを構築しているか。
	③ 利用者からの苦情に対する対策が十分に考えられているか。
	④ 利用者への情報提供が図られるよう十分に考えられているか。
	⑤ その他サービスの質を維持・向上するための具体的な提案がなされているか。
	【効率性】
	(3) 指定管理料及び収入
	① 指定管理業務に係る費用（指定管理料）が最小限に抑えられているか。
	② 収入が最大限確保される提案であるか。
	③ 完全利用料金制の場合、市に対して収益の一部を納付する提案があるか。
	(4) 収支計画の妥当性及び実現可能性
	① 収支計画が妥当かつ、実現可能な提案であるか。
	② 経費の配分は適切であるか。
	③ 積算根拠は明確であるか。
	④ 再委託が適切な水準で行われているか。
	【適正性】
	(5) 管理運営体制など
	① 施設の管理責任者、管理体制が明確に示されているか。
	② 施設の管理運営（指定管理業務）にあたる人員の配置が合理的であるか。
	③ 施設の管理運営（指定管理業務）にあたる人員が必要な資格、経験などを有しているか。
	④ 職員の資質・能力向上を図るよう考えられているか。
	⑤ 地域の住民や関係団体等との連携や協働による事業展開が図られるものであるか。
	(6) 平等利用、安全対策、危機管理体制など
	① 施設の利用者の個人情報を守るための対策が十分に考えられているか。
	② 利用者を限定しない施設の場合、利用者が平等に利用できるよう配慮されているか。
	③ 日常の事故防止などの安全対策や事故発生時の対応などが十分に考えられているか。
	④ 防犯、防災対策や非常災害時の危機管理体制などが十分考えられているか。
	(7) 社会貢献・地域貢献
	① 高齢者や障害者等の雇用促進が考えられているか。
	② 労働環境の向上への取り組みが考えられているか。

③	SDGsの達成や環境への配慮に関する取り組みが考えられているか。
④	地域活動や地域交流などの取り組みが考えられているか。
⑤	地域団体や市内事業者などと連携した取り組みが考えられているか。
⑥	市民雇用拡大に資する配慮が考えられているか。

【評価レベル】

評価 レベル	乗 率	評価レベルの考え方
5	100%	特に優れている（市の要求水準を大幅に上回っている、高度な能力を有している）
4	80%	優れている（市の要求水準を上回っている、十分な能力を有している）
3	60%	普通（市の要求水準を満たしている、一応の能力を有している）
2	40%	多少不十分である（市の要求水準を下回っている、多少能力が乏しい）
1	20%	不十分である（市の要求水準を大幅に下回っている、能力が乏しい）
0	0%	劣っている（能力がほとんどなく、任せることに不安がある）

6 審査結果

(1) 評価レベル及び得点

団体名	選定基準 (=審査項目) 及びポイント	配点	評価レベル				検討会 審査結果	得点
			構成員					
			A	B	C	D		
公益財団法人北九州市スポーツ協会	1 指定管理者としての適性							
	(1) 施設の管理運営に対する理念、基本方針	5	3	3	4	3	3	3
	(2) 安定的な人的基盤や財政基盤	5	3	3	3	3	3	3
	(3) 実績や経験など	5	4	3	4	3	4	4
	2 管理運営計画の適確性							
	【有効性】							
	(1) 施設の設置目的の達成に向けた取組み	30	3	3	3	3	3	18
	(2) 利用者の満足度	10	4	3	3	3	3	6
	【効率性】							
	(3) 指定管理料及び収入	15	3	3	3	3	3	9
	(4) 収支計画の妥当性及び実現可能性	10	3	3	3	3	3	6
	【適正性】							
	(5) 管理運営体制など	10	3	3	3	3	3	6
	(6) 平等利用、安全対策、危機管理体制など	10	4	3	3	3	3	6
	(7) 社会貢献・地域貢献	10	3	3	3	3	3	6
合計	110	71	66	68	66	—	67	
地元団体に対する優遇措置 (5点)							72	

(2) 検討会における主な意見

- ・ 安定した管理運営については評価できるが保守的な提案であると感じた。
- ・ 定年制の見直しによる高齢者の雇用促進は評価できるが、次世代人材がいないことへの不安はある。
- ・ 総合体育館以外の新たに管理することになる施設についての積極的な提案がほとんどなかった。
- ・ マニュアルについては、研修などを行うことで相互に学びあう場を持つべきである。

(3) 検討会における検討結果

- ・ 新たな施設の有効活用等についての提案に物足りなさはあるものの、指定管理業務の実績があるため、安定的な運営が期待できる。以上のことから、西部地域スポーツ施設の業務を行うのに適格性を有していると考え。市は検討会における議論を参考に、最終決定を行われたい。

7 選定結果

市は、検討会の検討結果を参考に、公益財団法人北九州市スポーツ協会を指定管理者候補に選定しました。

(1) 選定された団体の主な提案内容

別紙「提案概要」のとおり

(2) 市における主な選定理由

- ・ 指定管理者として十分な実績があり、安定した施設運営を期待できる。
- ・ 大規模大会開催時に、スポーツ協会加盟団体と連携し、円滑な大会運営に尽力することで、市のスポーツ振興に寄与していることは評価できる。

(3) 付帯意見

特になし

8 提案額

令和7年度	610,364千円
令和8年度	610,364千円
令和9年度	610,364千円
令和10年度	610,364千円
令和11年度	610,364千円

西部地域スポーツ施設 施設概要

No	施設名	設置根拠条例	所在地 (北九州市)	設置目的	建築年月日	供用開始 年月日	構造	建築物等の概要等	使用料	供用時間	休業日
1	北九州市立総合体育館	北九州市スポーツ施設条例	八幡東区八王寺町4番1号	スポーツの普及及び振興を図り、市民の心身の健全な発達及び明るく豊かな市民生活の形成に資する。	昭和49年1月12日	昭和49年1月12日	S造,RC造 地上3F 地下1F	第1競技場 2,560㎡ 第2競技場 986㎡ 第3競技場(多目的室)84.5㎡ トレーニング室・事務室 会議室・更衣室ほか 収容人員9,896人、予定避難所 駐車場 400台	別紙スポーツ施設使用料金表1ページ目参照	9:00～21:00	年末年始(12月29日～翌年1月3日)
2	北九州市立若松体育館	北九州市スポーツ施設条例	若松区古前一丁目1番1号		平成6年7月16日	平成6年7月16日	SRC造 2F建	競技場 1,450.58㎡ 観客席 600人 トレーニング室・事務室・会議室 更衣室・シャワー室・多目的室 プール 25m(6コース) 幼児用コーナーあり、予定避難所 駐車場160台	共用1人1回2時間 一般 390円、高校生190円、小 中学生120円、年長者110 円	(プール以外) 9:00～21:00 (プール) 10:00～20:00	プール以外 年末年始 (12月29日～翌年1月3日) プール 7、8月を除く月の月曜日 (その日が休日に当たるときはその翌日) 年末年始 (12月29日～翌年1月3日)
3	北九州市立若松武道場	北九州市スポーツ施設条例	若松区古前一丁目1番2号		平成17年4月23日	平成17年4月23日	SRC造 2F建	柔道場 444.5㎡(263.5畳) 剣道場 444.5㎡ 事務室・更衣室・シャワー室 弓道場 6人立ち 駐車場は若松体育館と共用	共用1人1回2時間 一般 390円、高校生190円、小 中学生120円、年長者110 円	9:00～21:00	年末年始(12月29日～翌年1月3日)
4	北九州市立小石プール	北九州市スポーツ施設条例	若松区小石本村町20番1号		昭和48年7月21日	昭和48年7月21日	S造平屋建	25m(7コース)、幼児用(1池)	共用1人1回2時間 一般 360円、中学生190円、小 学生以下・年長者100円	9:30～17:00	1～6月まで及び9～12月まで
5	北九州市立藤ノ元プール	北九州市スポーツ施設条例	若松区今光二丁目16番14号		昭和53年3月31日	昭和53年3月31日	RC造平屋建	25m(7コース)、幼児用(1池) 駐車場5台	共用1人1回2時間 一般 360円、中学生190円、小 学生以下・年長者100円	9:30～17:00	1～6月まで及び9～12月まで
6	八幡東体育館	北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例	八幡東区中央三丁目9番6号		昭和56年11月3日	昭和56年11月3日	RC造 2F建 S造	競技場 1,064㎡ 観客席 250人 事務室・会議室 更衣室・シャワー室 予定避難所 (公園駐車場 80台)	共用1人1回2時間 一般 390円、高校生190円、小 中学生120円、年長者110 円	9:00～21:00	年末年始(12月29日～翌年1月3日)
7	高炉台球場	北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例	八幡東区中央三丁目9番		昭和32年11月1日	昭和32年11月1日		競技場 7,200㎡ 収容人員 500人 ベンチ・スタンド 夜間照明 (公園駐車場10台)	1面 1,200円/時間 高校生以下 900円/時間	(4～10月) 6:00～21:00 (11～3月) 6:00～18:00	年末年始 (12月29日～翌年1月3日)
8	北九州市立黒崎体育館	北九州市スポーツ施設条例	八幡西区藤田四丁目1番1号		昭和51年12月20日	昭和51年12月20日	RC造 平屋建 S造	競技場 600㎡ (黒崎市民センターに併設) 更衣室・シャワー室	共用1人1回2時間 一般 390円、高校生190円、小 中学生120円、年長者110 円	9:00～21:00	年末年始 (12月29日～翌年1月3日)
9	北九州市立折尾スポーツセンター	北九州市スポーツ施設条例	八幡西区大浦三丁目9番1号		平成1年4月1日	平成1年4月1日	RC造、S造 2F建	競技場 1,064㎡、観客席 580人 トレーニング室215.1㎡ 事務室・多目的ホール 更衣室・シャワー室 プール 15m(4コース) 予定避難所 駐車場64台	競技場:共用1人1回2時間 一般390円、高校生190円、小中学生120円、年長者110円 プール:共用1人1回2時間 一般600円 中学生370円 小学生以下180円 年長者180円 共用(7、8月)1人1回2時間 一般390円 中学生300円 小学生以下150円 年長者110円	(プール以外) 9:00～21:00 (プール) 10:00～20:00	プール以外 年末年始 (12月29日～翌年1月3日) プール 7、8月を除く月の月曜日 (その日が休日に当たるときはその翌日) 年末年始 (12月29日～翌年1月3日)

西部地域スポーツ施設 施設概要

No	施設名	設置根拠条例	所在地 (北九州市)	設置目的	建築年月日	供用開始 年月日	構造	建築物等の概要等	使用料	供用時間	休業日
10	北九州市立沖田プール	北九州市スポーツ施設条例	八幡西区三ヶ森四丁目4番17号	スポーツの普及及び振興を図り、市民の心身の健全な発達及び明るく豊かな市民生活の形成に資する。	昭和47年7月20日	昭和47年7月20日	S造平屋建	25m(7コース)、幼児用(1池) 駐車場5台	共用1人1回2時間 一般360円、中学生190円、小学生以下・年長者100円	9:30~17:00	1~6月まで 及び9~12月まで
11	木屋瀬プール	北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例	八幡西区大字野面610番4		昭和51年7月4日	昭和51年7月4日	S造平屋建	25m(6コース)、幼児用(1池)	共用1人1回2時間 一般360円、中学生190円、小学生以下・年長者100円	9:30~17:00	1~6月まで 及び9~12月まで
12	上津役プール	北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例	八幡西区上上津役四丁目18番		昭和54年8月4日	昭和54年8月4日	S造平屋建	25m(4コース)、幼児用(1池) (公園駐車場20台)	共用1人1回2時間 一般360円、中学生190円、小学生以下・年長者100円	9:30~17:00	1~6月まで 及び9~12月まで
13	大池プール	北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例	八幡西区鷹の巣二丁目15番2号		昭和45年8月1日	昭和45年8月1日	S造平屋建	25m(7コース)、幼児用(1池)	共用1人1回2時間 一般360円、中学生190円、小学生以下・年長者100円	9:30~17:00	1~6月まで 及び9~12月まで
14	折尾プール	北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例	八幡西区丸尾町4番14号		昭和46年7月19日	昭和46年7月19日	S造平屋建	25m(7コース)、幼児用(1池) 駐車場3台	共用1人1回2時間 一般600円 中学生370円 小学生以下180円 年長者180円 共用(7.8月)1人1回2時間 一般390円 中学生300円 小学生以下150円 年長者110円	9:30~17:00	1~6月まで 及び9~12月まで
15	北九州市立八幡西柔剣道場	北九州市スポーツ施設条例	八幡西区則松七丁目16番45号		昭和58年4月17日	昭和58年4月17日	RC造 2F建	柔道場 347.22㎡(182畳) 剣道場 340㎡ 事務室・更衣室・シャワー室 駐車場50台	共用1人1回2時間 一般390円、高校生190円、小中学生120円、年長者110円	9:00~21:00	年末年始 (12月29日~翌年1月3日)
16	香月中央庭球場	北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例	八幡西区香月西四丁目1番		昭和60年5月1日	昭和60年5月1日	木造 +コンテナユニット	競技場 3,500㎡ (公園駐車場63台) 剣道場 340㎡ (砂入り人工芝6面) 壁打2面 夜間照明 更衣室	共用1人1回2時間 一般490円、高校生240円、小中学生150円、年長者140円 専用1面 1,260円/時間	(4~11月) 7:00~21:00 (12~3月) 7:00~18:00	年末年始 (12月29日~翌年1月3日)
17	香月中央運動場	北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例	八幡西区香月西四丁目1番		平成7年4月1日	平成7年4月1日		競技場 30,000㎡(夜間照明) 駐車場は香月中央庭球場と共用	1面 1,200円/時間 高校生以下 900円/時間	6:00~21:00	年末年始 (12月29日~翌年1月3日)
18	北九州市立香月スポーツセンター	北九州市スポーツ施設条例	八幡西区香月中央一丁目9番1号		昭和54年4月15日	昭和54年4月15日	RC造、S造 平屋建	競技場 660㎡ 事務室・更衣室・シャワー室 柔道場 234.78㎡(96畳) 剣道場 234.78㎡ 駐車場50台	競技場、柔剣道場共に共用 1人1回2時間 一般390円、高校生190円、小中学生120円、年長者110円	9:00~21:00	年末年始 (12月29日~翌年1月3日)
19	北九州市立鞆ヶ谷競技場	北九州市スポーツ施設条例	戸畑区西鞆ヶ谷町20番		昭和15年	平成14年10月1日	S造、RC造 平屋建	競技場 37,000㎡(夜間照明) 第3種公認、全天候舗装、1周走路 400m、8コース (メインストレートのみ9コース) 取巻人員 10,000人 日本製鉄から借受 駐車場200台	共用1人1回2時間 一般150円、高校生以下、年長者40円 専用1面 4,070円/時間	(共用) 7:00~20:00 (専用) 7:00~21:00	年末年始 (12月29日~翌年1月3日)

西部地域スポーツ施設 施設概要

No	施設名	設置根拠条例	所在地 (北九州市)	設置目的	建築年月日	供用開始 年月日	構造	建築物等の概要等	使用料	供用時間	休業日
20	都島球場	北九州市都市公園、 霊園、駐車場等の設 置及び管理に関する 条例	戸畑区牧山5丁目2番	スポーツの普及及び振興を 図り、市民の心身の健全な 発達及び明るく豊かな市民 生活の形成に資する。	平成28年9月1日	平成28年9月1日		競技場 10,478㎡ 取容人員 500人 ベンチ・スタンド 夜間照明 (公園駐車場48台)	1面 1,200円/時間 高校生以下 900円/時間	(4~10月) 6:00~21:00 (11~3月) 6:00~18:00	年末年始 (12月29日~翌年1月3日)
21	ひびきコスモス運動 場	北九州市都市公園、 霊園、駐車場等の設 置及び管理に関する 条例	若松区向洋町15-1		平成22年7月24日	平成22年7月24日	S造	競技場 58,480㎡ (管理棟) 事務室・関係者控室 更衣室・シャワー室 トイレ3箇所 駐車場250台	1面 1,200円/時間 高校生以下 900円/時間	6:00~21:00	年末年始 (12月29日~翌年1月3日)
22	北九州市立若松球技 場	北九州市スポーツ施 設条例	若松区響南町5		昭和51年4月1日	昭和51年4月1日		競技場12,283㎡ 更衣室、観覧席・シャワー室 夜間照明 駐車場76台	1面 1,200円/時間 高校生以下 900円/時間	6:00~21:00	年末年始 (12月29日~翌年1月3日)
23	北九州市立若松球場	北九州市スポーツ施 設条例	若松区響南町5		平成23年4月24日	平成23年4月24日	S造	競技場 18,000㎡ 取容人員 500人 夜間照明 ベンチ・スタンド LED式スコアボード 駐車場は若松球技場と共用	1面 4,050円/時間 高校生以下 2,020円/時 間	(4~10月) 6:00~21:00 (11~3月) 6:00~18:00	年末年始 (12月29日~翌年1月3日)
24	北九州市立若松庭球 場	北九州市スポーツ施 設条例	若松区響南町5		昭和46年12月16日	昭和46年12月16日	S造 平屋建	競技場 2,898㎡ (砂入り人工芝4面) 夜間照明 更衣室・シャワー室 (若松球技場と共用)	共用1人1回2時間 一般 300円、高校生150円、小・ 中学生・年長者90円 専用1面 750円	(4~11月) 7:00~21:00 (12~3月) 7:00~18:00	年末年始 (12月29日~翌年1月3日)